

# 宮津市公報

令和6年1月4日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目 次

### — 条 例 —

|                                                                         |    |
|-------------------------------------------------------------------------|----|
| 25 宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間<br>その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 | 1  |
| 26 宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に<br>関する条例の一部を改正する条例          | 1  |
| 27 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例                                    | 16 |
| 28 宮津市立公民館条例の一部を改正する条例                                                  | 17 |
| 29 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例                                               | 17 |
| 30 宮津市手数料条例の一部を改正する条例                                                   | 19 |

### — 規 則 —

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 18 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則                | 20 |
| 19 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則       | 20 |
| 20 宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 | 21 |

### — 告 示 —

|                                                    |    |
|----------------------------------------------------|----|
| 110 宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託          | 21 |
| 111 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業実施要綱の一部を改正する<br>要綱 | 21 |
| 112 前尾記念クロスワークセンターMIYAZUの利用料金の承認                   | 22 |
| 113 宮津市ワーケーション等受入環境整備事業補助金交付要綱を廃止する要綱              | 23 |
| 114 宮津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱                  | 23 |
| 115 宮津市新生児聴覚検査費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱                 | 24 |

### — 公 告 —

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 59 公示送達                          | 25 |
| 60 条件付一般競争入札                     | 26 |
| 61 令和5年度宮津市職員採用試験【後期試験】第3次試験の合格者 | 30 |
| 62 農用地利用集積計画の縦覧                  | 30 |
| 63 公示送達                          | 30 |
| 64 宮津市営住宅等（その他住宅）の入居者の公募         | 30 |
| 65 公示送達                          | 31 |
| 66 重要文化財旧三上家住宅の指定管理者の公募          | 31 |

### — 水 道 企 業 —

#### 《上下水道告示》

|                      |    |
|----------------------|----|
| 12 宮津市指定給水装置工事事業者の指定 | 32 |
|----------------------|----|

### — 教 育 委 員 会 —

#### 《告 示》

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 17 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... | 32 |
|-------------------------|----|

—— 農 業 委 員 会 ——

《告 示》

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 14 宮津市農業委員会定例総会の招集 ..... | 33 |
|--------------------------|----|

条 例

宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 22 日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市条例第25号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和 60 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第 2 条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条中「900,000円」を「820,000円」に、「730,000円」を「670,000円」に改める。

第 5 条中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 12 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、第 3 条の規定にかかわらず、市長の給料は月額 779,000 円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

(宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 3 条 宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 49 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「660,000円」を「600,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の宮津市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の宮津市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

\* \* \*

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 22 日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市条例第26号

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和 30 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第 3 項中「100分の120」を「100

分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改め、同条第4項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1から別表第2の2までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

| 職員の<br>区分                | 職務の級<br>号給 | 1 級<br>給料月額 | 2 級<br>給料月額 | 3 級<br>給料月額 | 4 級<br>給料月額 | 5 級<br>給料月額 | 6 級<br>給料月額 |
|--------------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 定年前<br>再任用               |            | 円           | 円           | 円           | 円           | 円           | 円           |
| 短時間<br>勤務職<br>員以外<br>の職員 | 1          | 162, 100    | 208, 000    | 240, 900    | 271, 600    | 295, 400    | 323, 100    |
|                          | 2          | 163, 200    | 209, 700    | 242, 400    | 273, 200    | 297, 500    | 325, 300    |
|                          | 3          | 164, 400    | 211, 400    | 243, 800    | 274, 700    | 299, 500    | 327, 500    |
|                          | 4          | 165, 500    | 212, 900    | 245, 200    | 276, 300    | 301, 400    | 329, 500    |
|                          | 5          | 166, 600    | 214, 400    | 246, 400    | 277, 800    | 303, 200    | 331, 500    |
|                          | 6          | 167, 700    | 216, 200    | 248, 000    | 279, 500    | 305, 000    | 333, 500    |
|                          | 7          | 168, 800    | 217, 900    | 249, 500    | 281, 300    | 306, 600    | 335, 400    |
|                          | 8          | 169, 900    | 219, 600    | 250, 900    | 283, 100    | 308, 200    | 337, 300    |
|                          | 9          | 170, 900    | 221, 100    | 252, 000    | 284, 800    | 309, 800    | 339, 200    |
|                          | 10         | 172, 300    | 222, 600    | 253, 400    | 286, 700    | 312, 000    | 341, 200    |
|                          | 11         | 173, 600    | 224, 100    | 254, 900    | 288, 500    | 314, 200    | 343, 200    |
|                          | 12         | 174, 900    | 225, 600    | 256, 200    | 290, 300    | 316, 200    | 345, 200    |
|                          | 13         | 176, 100    | 226, 800    | 257, 500    | 292, 100    | 318, 200    | 347, 000    |
|                          | 14         | 177, 600    | 228, 200    | 258, 700    | 293, 700    | 320, 200    | 349, 000    |
|                          | 15         | 179, 100    | 229, 600    | 259, 900    | 295, 100    | 322, 100    | 350, 900    |
|                          | 16         | 180, 700    | 231, 000    | 261, 100    | 296, 500    | 324, 000    | 352, 800    |
|                          | 17         | 181, 800    | 232, 400    | 262, 300    | 298, 000    | 325, 900    | 354, 500    |
|                          | 18         | 183, 200    | 234, 000    | 263, 600    | 300, 000    | 327, 900    | 356, 500    |
|                          | 19         | 184, 600    | 235, 500    | 264, 900    | 302, 000    | 329, 800    | 358, 300    |
|                          | 20         | 186, 000    | 236, 900    | 266, 200    | 303, 800    | 331, 700    | 360, 200    |
|                          | 21         | 187, 300    | 238, 100    | 267, 600    | 305, 500    | 333, 400    | 362, 100    |
|                          | 22         | 189, 600    | 239, 700    | 269, 100    | 307, 400    | 335, 400    | 364, 000    |
|                          | 23         | 191, 800    | 241, 200    | 270, 700    | 309, 300    | 337, 400    | 365, 900    |
|                          | 24         | 194, 000    | 242, 600    | 272, 200    | 311, 100    | 339, 300    | 367, 800    |
|                          | 25         | 196, 200    | 243, 600    | 273, 800    | 312, 800    | 340, 700    | 369, 700    |
|                          | 26         | 197, 900    | 245, 100    | 275, 500    | 314, 800    | 342, 600    | 371, 600    |
|                          | 27         | 199, 400    | 246, 400    | 277, 100    | 316, 800    | 344, 500    | 373, 500    |
|                          | 28         | 200, 900    | 247, 600    | 278, 700    | 318, 700    | 346, 400    | 375, 400    |

|    |          |          |          |          |          |          |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 29 | 202, 400 | 248, 700 | 280, 300 | 320, 400 | 348, 000 | 376, 900 |
| 30 | 203, 800 | 249, 700 | 281, 800 | 322, 400 | 349, 900 | 378, 700 |
| 31 | 205, 200 | 250, 600 | 283, 300 | 324, 400 | 351, 700 | 380, 500 |
| 32 | 206, 600 | 251, 500 | 284, 800 | 326, 400 | 353, 500 | 382, 100 |
| 33 | 208, 000 | 252, 400 | 285, 900 | 327, 600 | 355, 300 | 383, 800 |
| 34 | 209, 300 | 253, 300 | 287, 500 | 329, 600 | 357, 100 | 385, 200 |
| 35 | 210, 600 | 254, 100 | 289, 000 | 331, 500 | 358, 800 | 386, 600 |
| 36 | 211, 900 | 254, 900 | 290, 500 | 333, 500 | 360, 500 | 388, 000 |
| 37 | 213, 200 | 255, 600 | 291, 900 | 335, 400 | 361, 900 | 389, 400 |
| 38 | 214, 400 | 256, 700 | 293, 500 | 337, 300 | 363, 200 | 390, 600 |
| 39 | 215, 600 | 257, 900 | 295, 100 | 339, 200 | 364, 500 | 391, 800 |
| 40 | 216, 700 | 259, 000 | 296, 700 | 341, 100 | 365, 900 | 392, 800 |
| 41 | 217, 800 | 260, 200 | 298, 200 | 342, 900 | 367, 000 | 393, 900 |
| 42 | 218, 900 | 261, 400 | 299, 800 | 344, 800 | 367, 900 | 395, 100 |
| 43 | 219, 900 | 262, 500 | 301, 300 | 346, 600 | 368, 900 | 396, 200 |
| 44 | 220, 900 | 263, 600 | 302, 800 | 348, 400 | 370, 000 | 397, 300 |
| 45 | 221, 800 | 264, 700 | 304, 400 | 349, 900 | 370, 800 | 398, 000 |
| 46 | 222, 700 | 265, 800 | 306, 000 | 351, 300 | 371, 700 | 398, 700 |
| 47 | 223, 600 | 266, 900 | 307, 600 | 352, 700 | 372, 600 | 399, 400 |
| 48 | 224, 500 | 267, 900 | 309, 100 | 354, 200 | 373, 400 | 400, 100 |
| 49 | 225, 400 | 268, 900 | 310, 000 | 355, 700 | 374, 200 | 400, 700 |
| 50 | 226, 300 | 269, 900 | 311, 500 | 356, 500 | 375, 000 | 401, 300 |
| 51 | 227, 200 | 270, 900 | 313, 000 | 357, 500 | 375, 800 | 401, 800 |
| 52 | 228, 100 | 271, 800 | 314, 600 | 358, 500 | 376, 500 | 402, 200 |
| 53 | 228, 900 | 272, 700 | 316, 200 | 359, 400 | 377, 200 | 402, 600 |
| 54 | 229, 800 | 273, 600 | 317, 800 | 360, 500 | 377, 900 | 402, 900 |
| 55 | 230, 700 | 274, 500 | 319, 300 | 361, 400 | 378, 600 | 403, 200 |
| 56 | 231, 500 | 275, 400 | 320, 800 | 362, 400 | 379, 300 | 403, 500 |
| 57 | 231, 800 | 276, 300 | 322, 200 | 363, 300 | 379, 800 | 403, 800 |
| 58 | 232, 600 | 277, 200 | 323, 400 | 364, 000 | 380, 400 | 404, 100 |
| 59 | 233, 300 | 278, 100 | 324, 500 | 364, 700 | 381, 000 | 404, 400 |
| 60 | 233, 900 | 279, 000 | 325, 600 | 365, 300 | 381, 700 | 404, 700 |
| 61 | 234, 500 | 280, 000 | 326, 300 | 365, 700 | 382, 100 | 405, 000 |
| 62 | 235, 200 | 281, 000 | 327, 200 | 366, 300 | 382, 800 | 405, 300 |
| 63 | 235, 800 | 281, 900 | 328, 000 | 367, 000 | 383, 400 | 405, 600 |
| 64 | 236, 300 | 282, 800 | 328, 800 | 367, 700 | 384, 000 | 405, 900 |
| 65 | 236, 800 | 283, 300 | 329, 600 | 368, 000 | 384, 400 | 406, 200 |

|     |          |          |          |          |          |          |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 66  | 237, 300 | 284, 000 | 330, 000 | 368, 700 | 385, 000 | 406, 500 |
| 67  | 237, 800 | 284, 700 | 330, 600 | 369, 400 | 385, 600 | 406, 800 |
| 68  | 238, 400 | 285, 600 | 331, 300 | 370, 000 | 386, 200 | 407, 100 |
| 69  | 238, 900 | 286, 600 | 332, 100 | 370, 300 | 386, 600 | 407, 300 |
| 70  | 239, 400 | 287, 400 | 332, 800 | 370, 900 | 387, 100 | 407, 600 |
| 71  | 239, 900 | 288, 200 | 333, 500 | 371, 600 | 387, 600 | 407, 900 |
| 72  | 240, 400 | 289, 000 | 334, 100 | 372, 200 | 388, 200 | 408, 100 |
| 73  | 240, 900 | 289, 700 | 334, 600 | 372, 500 | 388, 500 | 408, 300 |
| 74  | 241, 400 | 290, 200 | 335, 200 | 373, 100 | 388, 900 | 408, 600 |
| 75  | 241, 800 | 290, 600 | 335, 700 | 373, 800 | 389, 300 | 408, 900 |
| 76  | 242, 300 | 291, 000 | 336, 300 | 374, 400 | 389, 700 | 409, 100 |
| 77  | 242, 800 | 291, 200 | 336, 600 | 374, 800 | 390, 000 | 409, 300 |
| 78  | 243, 300 | 291, 500 | 337, 100 | 375, 300 | 390, 300 | 409, 600 |
| 79  | 243, 800 | 291, 700 | 337, 500 | 375, 900 | 390, 600 | 409, 900 |
| 80  | 244, 300 | 292, 000 | 337, 900 | 376, 400 | 390, 800 | 410, 100 |
| 81  | 244, 700 | 292, 200 | 338, 300 | 376, 900 | 391, 000 | 410, 300 |
| 82  | 245, 200 | 292, 400 | 338, 800 | 377, 500 | 391, 300 | 410, 600 |
| 83  | 245, 600 | 292, 700 | 339, 300 | 378, 000 | 391, 600 | 410, 900 |
| 84  | 246, 000 | 292, 900 | 339, 800 | 378, 300 | 391, 800 | 411, 100 |
| 85  | 246, 400 | 293, 200 | 340, 100 | 378, 700 | 392, 000 | 411, 300 |
| 86  | 246, 800 | 293, 500 | 340, 500 | 379, 200 | 392, 300 |          |
| 87  | 247, 200 | 293, 800 | 341, 000 | 379, 600 | 392, 600 |          |
| 88  | 247, 600 | 294, 100 | 341, 400 | 380, 000 | 392, 800 |          |
| 89  | 248, 000 | 294, 400 | 341, 700 | 380, 400 | 393, 000 |          |
| 90  | 248, 500 | 294, 800 | 342, 100 | 380, 900 | 393, 300 |          |
| 91  | 248, 800 | 295, 100 | 342, 600 | 381, 300 | 393, 600 |          |
| 92  | 249, 100 | 295, 500 | 343, 000 | 381, 700 | 393, 800 |          |
| 93  | 249, 400 | 295, 700 | 343, 200 | 382, 000 | 394, 000 |          |
| 94  |          | 295, 900 | 343, 600 |          |          |          |
| 95  |          | 296, 200 | 344, 100 |          |          |          |
| 96  |          | 296, 600 | 344, 500 |          |          |          |
| 97  |          | 296, 800 | 344, 700 |          |          |          |
| 98  |          | 297, 100 | 345, 100 |          |          |          |
| 99  |          | 297, 500 | 345, 500 |          |          |          |
| 100 |          | 297, 900 | 345, 800 |          |          |          |
| 101 |          | 298, 100 | 346, 100 |          |          |          |
| 102 |          | 298, 400 | 346, 500 |          |          |          |

|                               |     |              |              |              |              |              |              |
|-------------------------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|                               | 103 |              | 298,800      | 346,900      |              |              |              |
|                               | 104 |              | 299,100      | 347,300      |              |              |              |
|                               | 105 |              | 299,300      | 347,800      |              |              |              |
|                               | 106 |              | 299,600      | 348,200      |              |              |              |
|                               | 107 |              | 300,000      | 348,600      |              |              |              |
|                               | 108 |              | 300,300      | 349,000      |              |              |              |
|                               | 109 |              | 300,500      | 349,500      |              |              |              |
|                               | 110 |              | 300,900      | 349,900      |              |              |              |
|                               | 111 |              | 301,300      | 350,200      |              |              |              |
|                               | 112 |              | 301,600      | 350,500      |              |              |              |
|                               | 113 |              | 301,800      | 351,000      |              |              |              |
|                               | 114 |              | 302,000      |              |              |              |              |
|                               | 115 |              | 302,300      |              |              |              |              |
|                               | 116 |              | 302,700      |              |              |              |              |
|                               | 117 |              | 302,900      |              |              |              |              |
|                               | 118 |              | 303,100      |              |              |              |              |
|                               | 119 |              | 303,400      |              |              |              |              |
|                               | 120 |              | 303,700      |              |              |              |              |
|                               | 121 |              | 304,100      |              |              |              |              |
|                               | 122 |              | 304,300      |              |              |              |              |
|                               | 123 |              | 304,600      |              |              |              |              |
|                               | 124 |              | 304,900      |              |              |              |              |
|                               | 125 |              | 305,200      |              |              |              |              |
| 定年前<br>再任用<br>短時間<br>勤務職<br>員 |     | 基準給料月<br>額   | 基準給料月<br>額   | 基準給料月<br>額   | 基準給料月<br>額   | 基準給料月<br>額   | 基準給料月<br>額   |
|                               |     | 円<br>188,700 | 円<br>216,200 | 円<br>256,200 | 円<br>275,600 | 円<br>290,700 | 円<br>316,200 |

備考 この表は、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第 2（第 4 条関係）

教育職給料表

| 職員の区分 | 職務の級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     |
|-------|------|---------|---------|---------|
|       | 号給   | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 定年前再任 |      | 円       | 円       | 円       |
| 用短時間勤 | 1    | 179,400 | 195,800 | 307,000 |
| 務職員以外 | 2    | 180,900 | 198,000 | 309,600 |

|     |    |         |         |         |
|-----|----|---------|---------|---------|
| の職員 | 3  | 182,600 | 200,100 | 312,500 |
|     | 4  | 184,100 | 202,300 | 314,900 |
|     | 5  | 185,700 | 204,400 | 317,200 |
|     | 6  | 187,600 | 206,600 | 319,400 |
|     | 7  | 189,500 | 208,700 | 321,500 |
|     | 8  | 191,400 | 210,800 | 323,600 |
|     | 9  | 193,100 | 213,000 | 325,600 |
|     | 10 | 195,200 | 215,500 | 327,900 |
|     | 11 | 197,200 | 217,800 | 330,200 |
|     | 12 | 199,300 | 220,000 | 332,500 |
|     | 13 | 201,300 | 222,500 | 334,800 |
|     | 14 | 203,400 | 224,200 | 336,600 |
|     | 15 | 205,600 | 225,700 | 338,400 |
|     | 16 | 207,700 | 227,200 | 340,100 |
|     | 17 | 209,900 | 228,900 | 341,800 |
|     | 18 | 212,000 | 230,300 | 343,900 |
|     | 19 | 214,300 | 231,500 | 345,900 |
|     | 20 | 216,200 | 232,800 | 347,900 |
|     | 21 | 218,400 | 234,500 | 349,900 |
|     | 22 | 220,000 | 236,200 | 351,600 |
|     | 23 | 221,600 | 238,000 | 353,200 |
|     | 24 | 223,100 | 239,600 | 354,700 |
|     | 25 | 224,600 | 241,100 | 356,200 |
|     | 26 | 225,700 | 243,100 | 358,000 |
|     | 27 | 226,800 | 245,000 | 359,800 |
|     | 28 | 228,000 | 247,000 | 361,500 |
|     | 29 | 229,500 | 248,700 | 363,100 |
|     | 30 | 231,100 | 251,100 | 364,700 |
|     | 31 | 232,600 | 253,500 | 366,300 |
|     | 32 | 234,100 | 256,000 | 367,900 |
|     | 33 | 235,400 | 258,400 | 369,200 |
|     | 34 | 237,000 | 260,800 | 370,700 |
|     | 35 | 238,800 | 263,200 | 372,200 |
|     | 36 | 240,200 | 265,400 | 373,900 |
|     | 37 | 241,500 | 267,600 | 375,700 |
|     | 38 | 242,900 | 269,800 | 377,200 |
|     | 39 | 244,300 | 272,300 | 378,500 |

|    |          |          |          |
|----|----------|----------|----------|
| 40 | 245, 800 | 274, 400 | 379, 900 |
| 41 | 247, 100 | 276, 700 | 381, 000 |
| 42 | 248, 400 | 279, 100 | 382, 400 |
| 43 | 249, 600 | 281, 300 | 383, 900 |
| 44 | 250, 900 | 283, 400 | 385, 400 |
| 45 | 255, 200 | 285, 500 | 386, 800 |
| 46 | 253, 500 | 287, 800 | 388, 400 |
| 47 | 254, 800 | 289, 900 | 389, 900 |
| 48 | 255, 900 | 291, 800 | 391, 500 |
| 49 | 257, 000 | 293, 900 | 392, 800 |
| 50 | 258, 300 | 295, 700 | 394, 300 |
| 51 | 259, 600 | 297, 500 | 395, 700 |
| 52 | 260, 600 | 299, 200 | 397, 000 |
| 53 | 261, 700 | 300, 500 | 398, 200 |
| 54 | 263, 200 | 302, 600 | 399, 600 |
| 55 | 264, 200 | 304, 500 | 400, 700 |
| 56 | 265, 200 | 306, 500 | 401, 800 |
| 57 | 266, 200 | 308, 500 | 403, 000 |
| 58 | 267, 200 | 310, 700 | 404, 200 |
| 59 | 268, 200 | 312, 900 | 405, 400 |
| 60 | 269, 200 | 315, 100 | 406, 600 |
| 61 | 270, 200 | 317, 200 | 407, 800 |
| 62 | 270, 900 | 319, 600 | 408, 800 |
| 63 | 271, 600 | 321, 800 | 410, 100 |
| 64 | 272, 200 | 323, 900 | 411, 300 |
| 65 | 272, 900 | 326, 000 | 412, 500 |
| 66 | 274, 100 | 327, 600 | 413, 600 |
| 67 | 275, 200 | 329, 100 | 414, 700 |
| 68 | 276, 300 | 330, 600 | 415, 900 |
| 69 | 277, 600 | 332, 300 | 416, 900 |
| 70 | 279, 100 | 334, 400 | 418, 100 |
| 71 | 280, 300 | 336, 400 | 419, 300 |
| 72 | 281, 500 | 338, 300 | 420, 500 |
| 73 | 282, 300 | 340, 100 | 421, 100 |
| 74 | 283, 200 | 342, 100 | 421, 900 |
| 75 | 284, 200 | 344, 100 | 422, 600 |
| 76 | 285, 200 | 346, 000 | 423, 200 |

|     |          |          |          |
|-----|----------|----------|----------|
| 77  | 286, 200 | 347, 700 | 423, 500 |
| 78  | 287, 200 | 349, 500 | 423, 900 |
| 79  | 288, 300 | 351, 300 | 424, 300 |
| 80  | 289, 100 | 353, 000 | 424, 700 |
| 81  | 289, 900 | 354, 800 | 425, 000 |
| 82  | 290, 700 | 356, 500 | 425, 400 |
| 83  | 291, 500 | 357, 900 | 425, 800 |
| 84  | 292, 300 | 359, 600 | 426, 100 |
| 85  | 293, 200 | 360, 800 | 426, 400 |
| 86  | 294, 100 | 362, 400 | 426, 800 |
| 87  | 294, 800 | 363, 900 | 427, 200 |
| 88  | 295, 600 | 365, 400 | 427, 500 |
| 89  | 296, 500 | 366, 800 | 427, 800 |
| 90  | 297, 400 | 368, 100 | 428, 100 |
| 91  | 298, 300 | 369, 400 | 428, 400 |
| 92  | 299, 000 | 370, 800 | 428, 600 |
| 93  | 299, 300 | 372, 200 | 428, 800 |
| 94  | 300, 000 | 373, 500 |          |
| 95  | 300, 700 | 374, 800 |          |
| 96  | 301, 400 | 375, 900 |          |
| 97  | 302, 200 | 376, 900 |          |
| 98  | 303, 000 | 377, 900 |          |
| 99  | 303, 800 | 378, 900 |          |
| 100 | 304, 500 | 379, 800 |          |
| 101 | 305, 200 | 380, 600 |          |
| 102 | 305, 600 | 381, 600 |          |
| 103 | 306, 000 | 382, 500 |          |
| 104 | 306, 400 | 383, 500 |          |
| 105 | 306, 600 | 384, 300 |          |
| 106 | 306, 900 | 385, 200 |          |
| 107 | 307, 200 | 386, 100 |          |
| 108 | 307, 400 | 387, 000 |          |
| 109 | 307, 600 | 387, 800 |          |
| 110 | 307, 800 | 388, 800 |          |
| 111 | 308, 100 | 389, 700 |          |
| 112 | 308, 400 | 390, 600 |          |
| 113 | 308, 600 | 391, 300 |          |

|       |     |         |         |        |
|-------|-----|---------|---------|--------|
|       | 114 | 308,800 | 392,200 |        |
|       | 115 | 309,000 | 393,100 |        |
|       | 116 | 309,300 | 394,000 |        |
|       | 117 | 309,600 | 394,800 |        |
|       | 118 | 309,800 | 395,500 |        |
|       | 119 | 310,200 | 396,300 |        |
|       | 120 | 310,500 | 397,100 |        |
|       | 121 | 310,700 | 397,700 |        |
|       | 122 | 310,900 | 398,500 |        |
|       | 123 | 311,100 | 399,300 |        |
|       | 124 | 311,400 | 400,000 |        |
|       | 125 | 311,700 | 400,600 |        |
|       | 126 |         | 401,300 |        |
|       | 127 |         | 401,800 |        |
|       | 128 |         | 402,400 |        |
|       | 129 |         | 403,100 |        |
|       | 130 |         | 403,700 |        |
|       | 131 |         | 404,200 |        |
|       | 132 |         | 404,700 |        |
|       | 133 |         | 405,000 |        |
|       | 134 |         | 405,300 |        |
|       | 135 |         | 405,600 |        |
|       | 136 |         | 405,900 |        |
|       | 137 |         | 406,200 |        |
|       | 138 |         | 406,500 |        |
|       | 139 |         | 406,900 |        |
|       | 140 |         | 407,200 |        |
|       | 141 |         | 407,500 |        |
|       | 142 |         | 407,800 |        |
|       | 143 |         | 408,100 |        |
|       | 144 |         | 408,400 |        |
|       | 145 |         | 408,600 |        |
|       | 146 |         | 408,900 |        |
|       | 147 |         | 409,200 |        |
|       | 148 |         | 409,400 |        |
|       | 149 |         | 409,600 |        |
| 定年前再任 |     | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額 |

|              |  |         |         |         |
|--------------|--|---------|---------|---------|
| 用短時間勤<br>務職員 |  | 円       | 円       | 円       |
|              |  | 229,000 | 275,500 | 329,600 |

備考 この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

別表第2の2（第4条関係）

特定任期付職員給料表

| 号給 | 給料月額    |
|----|---------|
|    | 円       |
| 1  | 380,000 |
| 2  | 427,000 |
| 3  | 477,000 |
| 4  | 539,000 |
| 5  | 615,000 |
| 6  | 718,000 |
| 7  | 839,000 |

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

第2条 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「同日前1年間」を「同日前の規則で定める1年間」に改め、同条第3項中「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるものは、3号給)」を削り、同条第4項を次のように改める。

4 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第5条第5項中「前3項」を「前項」に改める。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改め、同条第4項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附則に次の1項を加える。

22 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間における第5条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「55歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで | 58歳 |
| 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで | 56歳 |

別表第1 定年再任用短時間勤務職員以外の職員の部中86の項から113の項までを次のように改める。

|    |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 86 | 246,800 | 293,500 | 340,500 | 379,200 | 392,300 | 411,600 |
| 87 | 247,200 | 293,800 | 341,000 | 379,600 | 392,600 | 411,900 |
| 88 | 247,600 | 294,100 | 341,400 | 380,000 | 392,800 | 412,100 |
| 89 | 248,000 | 294,400 | 341,700 | 380,400 | 393,000 | 412,300 |

|     |         |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 90  | 248,500 | 294,800 | 342,100 | 380,900 | 393,300 | 412,600 |
| 91  | 248,800 | 295,100 | 342,600 | 381,300 | 393,600 | 412,900 |
| 92  | 249,100 | 295,500 | 343,000 | 381,700 | 393,800 | 413,100 |
| 93  | 249,400 | 295,700 | 343,200 | 382,000 | 394,000 | 413,300 |
| 94  |         | 295,900 | 343,600 | 382,500 | 394,300 |         |
| 95  |         | 296,200 | 344,100 | 382,900 | 394,600 |         |
| 96  |         | 296,600 | 344,500 | 383,300 | 394,800 |         |
| 97  |         | 296,800 | 344,700 | 383,600 | 395,000 |         |
| 98  |         | 297,100 | 345,100 | 384,100 | 395,300 |         |
| 99  |         | 297,500 | 345,500 | 384,500 | 395,600 |         |
| 100 |         | 297,900 | 345,800 | 384,900 | 395,800 |         |
| 101 |         | 298,100 | 346,100 | 385,200 | 396,000 |         |
| 102 |         | 298,400 | 346,500 | 385,700 | 396,300 |         |
| 103 |         | 298,800 | 346,900 | 386,100 | 396,600 |         |
| 104 |         | 299,100 | 347,300 | 386,500 | 396,800 |         |
| 105 |         | 299,300 | 347,800 | 386,800 | 397,000 |         |
| 106 |         | 299,600 | 348,200 | 387,300 | 397,300 |         |
| 107 |         | 300,000 | 348,600 | 387,700 | 397,600 |         |
| 108 |         | 300,300 | 349,000 | 388,100 | 397,800 |         |
| 109 |         | 300,500 | 349,500 | 388,400 | 398,000 |         |
| 110 |         | 300,900 | 349,900 | 388,900 | 398,300 |         |
| 111 |         | 301,300 | 350,200 | 389,300 | 398,600 |         |
| 112 |         | 301,600 | 350,500 | 389,700 | 398,800 |         |
| 113 |         | 301,800 | 351,000 | 390,000 | 399,000 |         |

別表第2 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部中94の項から105の項までを次のように改める。

|     |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|
| 94  | 300,000 | 373,500 | 429,100 |
| 95  | 300,700 | 374,800 | 429,400 |
| 96  | 301,400 | 375,900 | 429,600 |
| 97  | 302,200 | 376,900 | 429,800 |
| 98  | 303,000 | 377,900 | 430,100 |
| 99  | 303,800 | 378,900 | 430,400 |
| 100 | 304,500 | 379,800 | 430,600 |
| 101 | 305,200 | 380,600 | 430,800 |
| 102 | 305,600 | 381,600 | 431,200 |
| 103 | 306,000 | 382,500 | 431,500 |
| 104 | 306,400 | 383,500 | 431,700 |

|     |          |          |          |
|-----|----------|----------|----------|
| 105 | 306, 600 | 384, 300 | 431, 900 |
|-----|----------|----------|----------|

別表第 2 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部中

「

|     |  |          |  |
|-----|--|----------|--|
| 149 |  | 409, 600 |  |
|-----|--|----------|--|

を

」

「

|     |  |          |  |
|-----|--|----------|--|
| 149 |  | 409, 600 |  |
| 150 |  | 409, 900 |  |
| 151 |  | 410, 200 |  |
| 152 |  | 410, 400 |  |
| 153 |  | 410, 600 |  |
| 154 |  | 410, 900 |  |
| 155 |  | 411, 200 |  |
| 156 |  | 411, 400 |  |
| 157 |  | 411, 600 |  |

に改める。

」

(宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 3 条 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 1 1 条の 2 給与条例第 21 条（同条第 1 項後段を除く。）の規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関し必要な事項は、規則で定める。

第 20 条第 1 項中「この条」を「この条及び次条」に改め、「(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 2 0 条の 2 給与条例第 21 条（同条第 1 項後段を除く。）の規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第 3 項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれの基準日以前 6 月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求められる報酬の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

給料表

| 職務の級<br>号給 | 1 級  | 2 級  |
|------------|------|------|
|            | 給料月額 | 給料月額 |
|            | 円    | 円    |

|    |          |          |
|----|----------|----------|
| 1  | 162, 100 | 208, 000 |
| 2  | 163, 200 | 209, 700 |
| 3  | 164, 400 | 211, 400 |
| 4  | 165, 500 | 212, 900 |
| 5  | 166, 600 | 214, 400 |
| 6  | 167, 700 | 216, 200 |
| 7  | 168, 800 | 217, 900 |
| 8  | 169, 900 | 219, 600 |
| 9  | 170, 900 | 221, 100 |
| 10 | 172, 300 | 222, 600 |
| 11 | 173, 600 | 224, 100 |
| 12 | 174, 900 | 225, 600 |
| 13 | 176, 100 | 226, 800 |
| 14 | 177, 600 | 228, 200 |
| 15 | 179, 100 | 229, 600 |
| 16 | 180, 700 | 231, 000 |
| 17 | 181, 800 | 232, 400 |
| 18 | 183, 200 | 234, 000 |
| 19 | 184, 600 | 235, 500 |
| 20 | 186, 000 | 236, 900 |
| 21 | 187, 300 | 238, 100 |
| 22 | 189, 600 | 239, 700 |
| 23 | 191, 800 | 241, 200 |
| 24 | 194, 000 | 242, 600 |
| 25 | 196, 200 | 243, 600 |
| 26 | 197, 900 | 245, 100 |
| 27 | 199, 400 | 246, 400 |
| 28 | 200, 900 | 247, 600 |
| 29 | 202, 400 | 248, 700 |
| 30 | 203, 800 | 249, 700 |
| 31 | 205, 200 | 250, 600 |
| 32 | 206, 600 | 251, 500 |
| 33 | 208, 000 | 252, 400 |
| 34 | 209, 300 | 253, 300 |
| 35 | 210, 600 | 254, 100 |
| 36 | 211, 900 | 254, 900 |
| 37 | 213, 200 | 255, 600 |

|    |          |          |
|----|----------|----------|
| 38 | 214, 400 | 256, 700 |
| 39 | 215, 600 | 257, 900 |
| 40 | 216, 700 | 259, 000 |
| 41 | 217, 800 | 260, 200 |
| 42 | 218, 900 | 261, 400 |
| 43 | 219, 900 | 262, 500 |
| 44 | 220, 900 | 263, 600 |
| 45 | 221, 800 | 264, 700 |
| 46 | 222, 700 | 265, 800 |
| 47 | 223, 600 | 266, 900 |
| 48 | 224, 500 | 267, 900 |
| 49 | 225, 400 | 268, 900 |
| 50 | 226, 300 | 269, 900 |
| 51 | 227, 200 | 270, 900 |
| 52 | 228, 100 | 271, 800 |
| 53 | 228, 900 | 272, 700 |
| 54 | 229, 800 | 273, 600 |
| 55 | 230, 700 | 274, 500 |
| 56 | 231, 500 | 275, 400 |
| 57 | 231, 800 | 276, 300 |
| 58 | 232, 600 | 277, 200 |
| 59 | 233, 300 | 278, 100 |
| 60 | 233, 900 | 279, 000 |
| 61 | 234, 500 | 280, 000 |
| 62 | 235, 200 | 281, 000 |
| 63 | 235, 800 | 281, 900 |
| 64 | 236, 300 | 282, 800 |
| 65 | 236, 800 | 283, 300 |
| 66 | 237, 300 | 284, 000 |
| 67 | 237, 800 | 284, 700 |
| 68 | 238, 400 | 285, 600 |
| 69 | 238, 900 | 286, 600 |
| 70 | 239, 400 | 287, 400 |
| 71 | 239, 900 | 288, 200 |
| 72 | 240, 400 | 289, 000 |
| 73 | 240, 900 | 289, 700 |
| 74 | 241, 400 | 290, 200 |

|     |          |          |
|-----|----------|----------|
| 75  | 241, 800 | 290, 600 |
| 76  | 242, 300 | 291, 000 |
| 77  | 242, 800 | 291, 200 |
| 78  | 243, 300 | 291, 500 |
| 79  | 243, 800 | 291, 700 |
| 80  | 244, 300 | 292, 000 |
| 81  | 244, 700 | 292, 200 |
| 82  | 245, 200 | 292, 400 |
| 83  | 245, 600 | 292, 700 |
| 84  | 246, 000 | 292, 900 |
| 85  | 246, 400 | 293, 200 |
| 86  | 246, 800 | 293, 500 |
| 87  | 247, 200 | 293, 800 |
| 88  | 247, 600 | 294, 100 |
| 89  | 248, 000 | 294, 400 |
| 90  | 248, 500 | 294, 800 |
| 91  | 248, 800 | 295, 100 |
| 92  | 249, 100 | 295, 500 |
| 93  | 249, 400 | 295, 700 |
| 94  |          | 295, 900 |
| 95  |          | 296, 200 |
| 96  |          | 296, 600 |
| 97  |          | 296, 800 |
| 98  |          | 297, 100 |
| 99  |          | 297, 500 |
| 100 |          | 297, 900 |
| 101 |          | 298, 100 |
| 102 |          | 298, 400 |
| 103 |          | 298, 800 |
| 104 |          | 299, 100 |
| 105 |          | 299, 300 |
| 106 |          | 299, 600 |
| 107 |          | 300, 000 |
| 108 |          | 300, 300 |
| 109 |          | 300, 500 |
| 110 |          | 300, 900 |
| 111 |          | 301, 300 |

|     |  |          |
|-----|--|----------|
| 112 |  | 301, 600 |
| 113 |  | 301, 800 |
| 114 |  | 302, 000 |
| 115 |  | 302, 300 |
| 116 |  | 302, 700 |
| 117 |  | 302, 900 |
| 118 |  | 303, 100 |
| 119 |  | 303, 400 |
| 120 |  | 303, 700 |
| 121 |  | 304, 100 |
| 122 |  | 304, 300 |
| 123 |  | 304, 600 |
| 124 |  | 304, 900 |
| 125 |  | 305, 200 |

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条の規定（第 20 条第 2 項から第 4 項まで及び第 21 条第 2 項の改正規定に限る。）及び第 3 条の規定（別表第 1 の改正規定を除く。） 令和 6 年 4 月 1 日

(2) 第 2 条の規定（第 20 条第 2 項及び第 4 項まで及び第 21 条第 2 項の改正規定を除く。） 令和 7 年 4 月 1 日

- 2 第 1 条の規定（第 20 条第 2 項から第 4 項まで及び第 21 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

- 3 第 1 条の規定（第 20 条第 2 項から第 4 項まで及び第 21 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

- 4 第 3 条の規定（別表第 1 の改正規定に限る。）による改正後の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 5 第 1 条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

- 6 第 3 条の規定（別表第 1 の改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合においては、第 3 条の規定による改正前の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第 3 条の規定による改正後の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

- 7 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

\* \* \*

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 22 日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市条例第27号

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成 6 年条例第31号）を次のように改正する。

別表し尿の部を次のように改める。

|    |                                                  |              |         |
|----|--------------------------------------------------|--------------|---------|
| し尿 | 54 リットルまで                                        |              | 798 円   |
|    | 54 リットル超過分                                       | 18 リットルまでごとに | 266 円   |
|    | 仮設便所（工事の施行、<br>興行等のために一時的に<br>設置される便所をいう。）<br>加算 | 1 件につき       | 4,400 円 |

別表備考を次のように改める。

## 備考

- 「燃やすごみ用袋」及び「燃やさないごみ用袋」とは、一般廃棄物を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。
- 仮設便所については、し尿収集車両を移動することなく、同一の者の設置する複数の仮設便所からし尿を収集する場合を 1 件とする。

## 附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

\* \* \*

宮津市立公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年12月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市条例第28号

宮津市立公民館条例の一部を改正する条例

宮津市立公民館条例（昭和30年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「231番地」を「235番地」に改める。

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

\* \* \*

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年12月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市条例第29号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第23条第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 国民健康保険の未就学児に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該未就学児につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に10分の 5 を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の未就学児に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該未就学児につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に10分の5を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

\* \* \*

宮津市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第30号

宮津市手数料条例の一部を改正する条例

宮津市手数料条例（平成12年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第4号中「よる」を「基づく」に改め、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中第29号を第31号とし、第10号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、同表第9号中「よる」を「基づく」に改め、「した書類」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「1件につき」を「又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき」に改め、同号を同表第11号とし、同表第8号中「よる」を「基づく」に、「の交付又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同号を同表第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                     |      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------|
| (9) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） | 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき | 700円 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------|

別表中第7号を第8号とし、同表第6号中「よる」を「基づく」に改め、「第120条第1項」の

次に「第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同表第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                     |      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------|
| (6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるもの)に限る。以下この号及び第9号において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) | 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき | 400円 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------|

#### 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

## 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

#### 宮津市規則第18号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和38年規則第7号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和6年3月31日」を「令和5年12月31日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

\* \* \*

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

#### 宮津市規則第19号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「同表」を「別表第2」に改める。

第11条第3項中「同表」を「別表第3」に改める。

別表第3第16号中「9月の期間」の次に「(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、1の年の6月から10月までの期間)」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

— \* \* \* —

宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 28 日

宮津市長 城 崎 雅 文

#### 宮津市規則第 20 号

宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 週間の勤務日の日数の項中「4 週 116 時間 15 分」を「週 30 時間」に改める。

別表第 3 第 3 号中「間の」を「期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる会計年度任用職員にあっては、一の年の 6 月から 10 月までの期間）において、」に、「において」を「の在職月数に応じ」に改める。

別表第 7 の 7 月から 9 月までの在職月数の項中「4 週 116 時間 15 分」を「週 30 時間」に改める。

別表第 8 の 1 週間の勤務日の日数の項中「4 週 116 時間 15 分」を「週 30 時間」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行し、改正後の別表第 1、別表第 7 及び別表第 8 の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

## 告 示

#### 宮津市告示第 110 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を令和 5 年 12 月 11 日から令和 6 年 3 月 31 日まで次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 12 月 11 日

宮津市長 城 崎 雅 文

#### 収入事務受託者

住所 宮津市字小寺 742 番地

氏名 北 地 吉 昌

— \* \* \* —

#### 宮津市告示第 111 号

令和 5 年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 5 年 12 月 22 日

宮津市長 城 崎 雅 文

令和 5 年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

令和 5 年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業実施要綱（令和 5 年告示第 91 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「給付金」を「給付金及び追加給付金」に改め、同項第 1 号中「給付金」の次に「又は追加給付金」を加え、同項第 2 号中「基準日」の次に「又は追加基準日」を、「給付金」の次に「又は追加給付金」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、令和5年12月1日（以下「追加基準日」という。）から令和6年2月29日までの間において、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者（追加基準日以前に、同法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、追加基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの自治体の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、追加基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、前項各号のいずれかに該当する世帯の世帯主に令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（以下「追加給付金」という。）を支給する。

第3条の見出し中「給付金」を「給付金等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 追加給付金の額は、1世帯につき7万円とする。

第4条第1項中「給付金」の次に「又は追加給付金」を、「基準日」の次に「又は追加基準日」を加える。

第5条に次の1項を加える。

2 追加給付金の支給を受けようとする者（以下「追加給付金申請者」という。）は、確認書又は令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金申請書兼請求書（以下「追加給付金申請書」という。）を令和6年3月15日までに市長に提出しなければならない。ただし、確認書については、既に市に提出されている当該確認書の内容に変更がないときは、当該確認書の提出を省略することができる。

第6条第1項中「申請者」の次に「又は追加給付金申請者」を加え、同項第1号中「基準日」の次に「又は追加基準日」を加え、同条第2項中「申請書」の次に「又は追加給付金申請書」を加える。

第7条中「申請書」の次に「若しくは追加給付金申請書」を、「当該申請者」の次に「又は追加給付金申請者」を、「給付金」の次に「又は追加給付金」を加える。

第8条第1項中「申請書」の次に「若しくは追加給付金申請書」を、「給付金」の次に「又は追加給付金」を加え、同条第2項中「申請書」の次に「若しくは追加給付金申請書」を加える。

第9条及び第10条中「給付金」の次に「又は追加給付金」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第112号

前尾記念クロスワークセンターMIYAZUの利用料金を次のとおり承認したので、前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例施行規則（令和4年規則第13号）第6条第3項の規定により告示する。

令和5年12月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

# 1 利用料金

| 使用場所及び区分 |   | 使用の単位 | 使用者 | 利用料金の額  |
|----------|---|-------|-----|---------|
| レンタルオフィス | 1 | 1月    | 法人  | 31,000円 |
|          | 2 |       |     | 34,000円 |
|          | 3 |       |     | 34,000円 |
|          | 4 |       |     | 31,000円 |
|          | 5 |       |     | 24,000円 |
|          | 6 |       |     | 23,000円 |
|          | 7 |       |     | 30,000円 |
|          | 8 |       |     | 26,000円 |

|            |         |         |     |        |         |                                 |
|------------|---------|---------|-----|--------|---------|---------------------------------|
|            |         | 9       |     |        |         | 43, 000円                        |
| コワーキングスペース | フリーアドレス | 席利用     | 1 席 | 3 時間未満 | 市内在住・在勤 | 1 人につき 330円                     |
|            |         |         |     |        | 市外在住    | 1 人につき 550円                     |
|            |         |         |     | 3 時間以上 | 市内在住・在勤 | 1 人につき 550円                     |
|            |         |         |     |        | 市外在住    | 1 人につき 1, 100円                  |
|            |         |         |     | 1 月    | 市内在住・在勤 | 1 人につき 3, 300円                  |
|            |         |         |     |        | 市外在住    | 1 人につき 5, 500円                  |
|            |         | 用スペース利用 | 半面  | 1 時間   |         | 550円                            |
|            |         |         |     | 3 時間未満 |         | 3, 300円                         |
|            |         |         |     | 3 時間以上 |         | 3 時間未満料金に 1 時間につき 1, 100円を加算した額 |
|            |         | 個別ブース   |     |        | 1 時間    |                                 |
| 温水シャワー     |         |         | 1 回 |        | 100円    |                                 |

2 適用年月日 令和 6 年 1 月 4 日

\* \* \*

宮津市告示第113号

宮津市ワーケーション等受入環境整備事業補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和 5 年 12 月 28 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ワーケーション等受入環境整備事業補助金交付要綱を廃止する要綱

宮津市ワーケーション等受入環境整備事業補助金交付要綱（令和 3 年告示第 40 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第114号

宮津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 5 年 12 月 28 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和 5 年告示第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 18 号」の次に「。以下「規則」という。」を加え、「範囲」を「範囲内」に改める。

第 2 条各号を次のように改める。

(1) 新婚世帯 第 7 条の規定による申請の日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の 3 月 1 日以後に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。

(2) 所得 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。

第 3 条を次のように改める。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新婚世帯のうち、婚姻届

を提出し、受理された日（以下「婚姻日」という。）における夫婦の双方が39歳以下の者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 夫婦の双方又は一方が本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 申請年度の前年の夫婦の所得（夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学及び生活のために貸与された資金をいう。）の返済を行っている場合は、貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。）の合計が500万円未満であること。
- (3) 夫婦の双方が市町村税（地方税法第5条に規定する税をいう。）及び府税（地方税法第4条に規定する税をいう。）を滞納していないこと。
- (4) 夫婦の双方が過去に本要綱による補助金を受けていないこと。
- (5) 夫婦の双方が宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定による資格認定を受けている者は、補助対象者とする。

第4条第1項中「補助金の」の次に「交付の」を加え、「次の各号のいずれかに該当する」を「申請年度における次の各号に掲げる」に改め、同項第1号中「（翌年度分のものを申請年度中に支払ったものを除く。）」を削る。

第5条中「実支出額」の次に「の合計額」を加え、「補助基準額」を「区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（前年度にこの補助金の交付を受けている場合は、当該各号に定める額から前年度に受けた補助金の額を控除した額とする。）」に改め、「方の額」の次に「（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）」を加え、同条ただし書を削る。

第10条中「交付申請書」を「宮津市結婚新生活支援補助金資格認定申請書」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「本事業」を「本補助金」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。  
（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けた場合又はこの要綱の規定により違反したと認められる場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

第8条を次のように改める。

（補助金の額の確定）

第8条 規則第11条第2項の規定により補助金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

第7条を削る。

第6条中「（以下「申請者」という。）」を削り、「事業実施年度の末日までに」を「規則第4条の規定により」に改め、「（以下「交付申請書」という。）」を削り、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（資格認定申請）

第6条 婚姻日の属する年度（婚姻日が3月1日から3月31日までの場合は、婚姻日の属する年度の翌年度とする。以下同じ。）の翌年度に補助金の交付を受けようとする者（以下「資格認定申請者」という。）は、婚姻日の属する年度内に、宮津市結婚新生活支援補助金資格認定申請書に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、資格の認定をしたときは、宮津市結婚新生活支援補助金資格認定通知書により資格認定申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第115号

宮津市新生児聴覚検査費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 5 年 12 月 28 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市新生児聴覚検査費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市新生児聴覚検査費用助成事業実施要綱（令和 4 年告示第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条から第 4 条までを次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、新生児の聴覚障害を早期発見し、早期療育につなげるため、新生児を対象に行う聴覚検査（以下「聴覚検査」という。）に要する費用（以下「検査費用」という。）に係る経済的負担の軽減を図る新生児聴覚検査費用助成事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第 2 条 事業の内容は、出生後、初めて受けた聴覚検査であって、次の各号のいずれかに該当するものの検査費用に対し、助成金を交付するものとする。ただし、助成金の交付は、事業の対象となる者（以下「対象者」という。）に係る新生児一人につき 1 回とする。

- （1）自動聴性脳幹反応検査（自動 ABR）又は聴性脳幹反応検査（ABR）
- （2）耳音響放射検査（OAE）

（対象者）

第 3 条 対象者は、聴覚検査の受検日において本市に住所を有し、聴覚検査を受けた者の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による被保護者は、対象者としな

（助成金の額）

第 4 条 助成金の額は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定める額と実際に要した額のいずれか少ない方の額とする。

- （1）自動聴性脳幹反応検査（自動 ABR）又は聴性脳幹反応検査（ABR） 4,020 円
- （2）耳音響放射検査（OAE） 1,500 円

第 5 条第 1 項中「宮津市聴覚検査受診券」を「新生児聴覚検査同意書兼受診券」に改め、同条第 2 項中「助成対象者」を「対象者」に、「検査を委託」を「聴覚検査を委託」に改め、同条第 4 項中「助成対象者」を「対象者」に改める。

第 6 条第 1 項中「助成対象者に助成すべき検査費用」を「助成金の額」に、「当該助成対象者」を「当該対象者」に改め、同条第 2 項中「助成対象者」を「対象者」に、「検査費用の助成」を「助成金の交付」に改める。

第 7 条の見出し中「検査費用」を「助成金」に改め、同条第 1 項中「検査費用の助成」を「助成金の交付」に、「宮津市聴覚検査費用助成金交付申請書」を「宮津市新生児聴覚検査費用助成金交付申請書」に改める。

第 8 条を削る。

第 9 条中「宮津市新生児聴覚検査費用助成交付申請書」を「宮津市新生児聴覚検査費用助成金交付申請書」に改め、同条を第 8 条とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第 59 号  
公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 5 年 12 月 6 日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下掲示済)

— \* \* \* —

宮津市公告第60号

条件付一般競争入札の実施について

宮津市し尿処理施設設備移設設計業務の委託契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 12 月 6 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 入札に関する事項

- (1) 業務の名称 宮津市し尿処理施設設備移設設計業務
- (2) 業務の仕様等 特記仕様書のとおり
- (3) 履行期間 着手 契約締結の日  
完成 令和 6 年 3 月 29 日

入札に関する事項の詳細は、別紙「一般競争入札説明書」のとおり

- 2 担当部局 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345番地の1  
宮津市市民環境部市民環境課  
電話番号 (0772) 45-1617

条 件 付 一 般 競 争 入 札 説 明 書

宮津市し尿処理施設設備移設設計業務に係る入札については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和 5 年 12 月 6 日
- 2 契約担当者 宮津市長 城崎 雅文
- 3 担当部局 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345番地の1  
宮津市市民環境部市民環境課  
電話番号 (0772) 45-1617

4 入札に関する事項

- (1) 業務の名称  
宮津市し尿処理施設設備移設設計業務
- (2) 業務の仕様等  
特記仕様書のとおり  
なお、特記仕様について質問のある場合は、質問・回答要綱によって行うこと。
- (3) 履行期間  
着手 契約締結の日  
完成 令和 6 年 3 月 29 日

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 5 年度に宮津市が発注する測量・建設コンサルタント業務等に係る指名競争入札参加資格登録がある者で、次の業務種目に希望の登録がなされている者であること。  
大分類「土木関係建設コンサルタント業務」－小分類「下水道」

大分類「土木関係建設コンサルタント業務」－小分類「廃棄物」

ただし、本資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

ア 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市市民環境部市民環境課（環境衛生係）

電話番号（0772）45-1617

ファクシミリ番号（0772）25-1691

イ 原則として、宮津市ホームページよりダウンロードすること。

(<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/soshiki/4/20080.html>)

ウ 提出期限

令和5年12月13日（水）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(3) 6で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、宮津市の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(4) 工事に係る詳細設計業務の実績を有する者で、宮津市が発注する宮津市し尿処理施設設備移設設計業務を確実に履行できると認められる者であること。

(5) 審査基準日（確認申請書の提出期間の属する年の4月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有する者であること。

#### 6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、確認申請書（別紙様式1）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間 入札公告日から令和5年12月15日（金）までの間

（土曜日及び日曜日を除く。）

上記期間以外においても申請書を受け付けるものとするが、この場合には入札参加資格の確認がこの公告に係る入札に間に合わないことがある。

(2) 提出場所 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市市民環境部市民環境課

電話番号（0772）45-1617

(3) 提出方法

ア 持参の場合

提出期間中の午前9時から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に提出すること。

イ 郵送の場合

郵便の種類は、「一般書留」、「簡易書留」、「特定記録郵便」のいずれかの方法とし、提出期限内に必着のこと。

(4) 確認通知

提出期間内に受け付けた確認申請書については、令和5年12月20日（水）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）を郵便等により通知する。

(5) その他

確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

#### 7 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和5年12月25日（月）午後1時10分

イ 場所 宮津市役所第2会議室（本館1階）

(2) 入札方法

ア 入札書（別紙様式3）は持参または郵送するものとし、電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかななくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び「12月25日開札 宮津市し尿処理施設設備移設設計業務 入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内に入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 入札回数は2回までとする。ただし、郵送による入札の参加があった場合において、当該郵送による入札者又は代理人が開札に立ち会わなかった場合にあっては、再度入札は別途期日を定めて行うものとする。

オ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

キ 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 郵送による入札方法

ア 受領期限 令和5年12月25日（月）午前11時必着

イ 提出先 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345番地の1  
宮津市市民環境部市民環境課

ウ その他

(ア) 郵便の種類は、「一般書留」、「簡易書留」、「特定記録郵便」のいずれかの方法とする。

(イ) 封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、封筒表に「12月25日開札 宮津市し尿処理施設設備移設設計業務 入札書在中」と朱書するとともに確認結果通知書又はその写しを同封し、宮津市市民環境部市民環境課あての親展とする。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(5) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 入札者は、本説明書及び特記仕様書、契約書案、その他の添付書類（以下「特記仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該特記仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、特記仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落

札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

- ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。  
ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。
- イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 確認申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札
- ウ 入札書の受領期限までに到着しない入札
- エ 委任状を持参しない代理人による入札
- オ 記名押印を欠く入札
- カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- キ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札
- ケ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

(12) 落札者の決定方法

ア 宮津市財務規則（昭和40年宮津市規則第13号。以下「規則」という。）第110条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

9 入札保証金 免除

10 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

11 契約保証金 免除

12 契約書の作成の要否 要

13 その他

- (1) 1から12までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。
- (3) 特記仕様書、契約書案、回答書等については、入札後速やかに返却すること。

(4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。

(5) 開札の前後にかかわらず、入札参加者が一者のみの場合は、入札を中止することがある。

\* \* \*

#### 宮津市公告第61号

令和5年度宮津市職員採用試験【後期試験】第3次試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

令和5年12月18日

宮津市長 城 崎 雅 文

#### 受験番号

F 1 1 0 1    F 1 1 0 2

I 4 0 0 1

J 5 1 0 1

\* \* \*

#### 宮津市公告第62号

改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和5年度農用地利用集積計画（令和5年12月18日付け宮農委第55号通知分）を定めたので、改正前の同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和5年12月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

#### 1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和5年12月20日

至 令和6年1月15日

#### 2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

\* \* \*

#### 宮津市公告第63号

#### 公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和5年12月27日

宮津市長 城 崎 雅 文

（以下揭示済）

\* \* \*

#### 宮津市公告第64号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

令和6年12月27日

宮津市長 城 崎 雅 文

#### 1 公募する住宅

| 団 地 名 | 所 在 地  | 家賃（円）  | 戸数 | 規格  |
|-------|--------|--------|----|-----|
| 宮村    | 宮津市字宮村 | 40,000 | 1  | 3DK |

#### 2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (4) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

## 3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係（本館1階）に備付けの「宮村団地（その他住宅）入居者募集案内書」に添付の「宮村団地入居申込書」により申し込んでください。

## 4 申込みの期間及び場所

(1) 期 間 令和6年1月10日（水）から令和6年3月29日（金）まで

(2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

## 5 選考方法

入居者は、先着順で決定します。

## 6 入居時期 入居決定した日から約1月後

\* \* \*

## 宮津市公告第65号

## 公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和5年12月27日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

\* \* \*

## 宮津市公告第66号

重要文化財旧三上家住宅の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集します。

令和5年12月27日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 1 施設の概要

(1) 名 称 重要文化財旧三上家住宅

(2) 所 在 地 宮津市字河原1850番地

(3) 対象施設 木造一部2階建

敷地面積 1,056.22㎡

延床面積 860.40㎡

平成12年4月 施設供用開始

(4) 主な施設内容

主屋、新座敷、庭座敷、表門、酒造蔵、釜場、道具蔵、什器蔵、庭園、茶室等

## 2 指定の期間（予定）

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 指定管理者が行う業務

(1) 旧三上家住宅の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 旧三上家住宅の観覧及び使用の許可に関する業務

(3) その他旧三上家住宅の管理業務

(4) 旧三上家住宅の観覧及び使用の促進に関する業務

(5) 旧三上家住宅の設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関する業務

## 4 指定管理者の応募資格

募集要項に記載した資格要件を満たすこと。

## 5 応募の方法

(1) 応募書類

指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類

## (2) 募集期間

令和5年12月27日（火）から令和6年1月16日（火）まで

## (3) 提出方法・部数等

募集要項において定めるところによります。

## 6 選定及び指定の方法

提出された応募書類をもとに指定管理者選定委員会による審査に基づき、指定管理者の候補者を市長が選定し、市議会の議決を受けて指定します。

## 7 その他

(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによります。

## (2) 問い合わせ先

宮津市教育委員会事務局社会教育課社会教育係（文化財保護担当）

電話番号 0772-45-1642（直通）

## 水道企業

### 《上下水道告示》

## 宮津市上下水道告示第12号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

令和5年12月11日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮水道指定第 S23152号

(1) 名称 株式会社N-Vision

(2) 所在地 広島県広島市中区鶴見町8番57号

(3) 代表者 代表取締役 中村 信幸

(4) 指定年月日 令和5年12月11日

(5) 指定の有効期限 令和10年12月10日

## 教育委員会

### 《告示》

## 宮津市教育委員会告示第17号

令和5年第14回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和5年12月18日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

1 日時 令和5年12月21日（木）午後1時30分

2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

## 農業委員会

## 《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第14号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和 5 年12月 5 日

宮津市農業委員会  
会長 関 野 掲 司

- 1 日 時 令和 5 年12月12日（火）午前 9 時30分
- 2 場 所 宮津市中央公民館 大会議室
- 3 議 題

議案第43号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について

議案第44号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について

議案第45号 非農地証明交付申請の承認について

議案第46号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について